

令和3年5月28日

市民・事業者の皆様へ

いわき市新型コロナウイルス感染症対策本部長  
いわき市長 清水 敏男

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る市役所の業務体制について

現在、本市における新型コロナウイルスの新規感染者については、一定程度落ち着き始めた状況にあり、県も本市における集中対策を5月31日で終了する予定としていますが、新型コロナウイルスの感染状況については、いつ感染の再拡大が起きてもおかしくない予断を許さない状況が続いています。

このことから、市では、感染リスクの高い場面を出来る限り減らし、感染のリバウンドを防止するため、「いわき市感染拡大防止一斉行動（リバウンド防止期間）」を6月20日まで実施することに伴い、職員が感染した場合であっても、市民生活に必要な行政機能の維持を図るため、市の業務体制について、引き続き、次のとおり対応することとします。

市民の皆様及び事業者の皆様には、御理解と御協力をお願いします。

## 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る業務の優先

新型コロナウイルス感染症対策に関する業務を最優先に執行するため、優先度の低い業務については、中断、休止若しくは延期し、縮小します。

※ 感染者が発生し、窓口や業務を縮小等する場合には、その都度お知らせします。

## 2 市職員の在宅勤務等の実施

事業者の皆様に対し、人と人との接触の機会を減らす職場環境づくりの協力要請を行っていることを踏まえ、市職員についても、新型コロナウイルス感染症への対応業務や、窓口対応等の市民生活の維持に欠かせない業務に従事する職員を除き、在宅勤務、分散勤務（他の公共施設における勤務）、時差出勤等を実施します。

## 3 市役所への来庁の自粛

職員の在宅勤務等の実施に伴い、通常よりも少人数での業務となることから、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、市役所本庁舎や支所、市民サービスセンター等への来庁は、必要不可欠な用務以外は、極力避けていただきますよう、お願いします。

## 4 実施期間

いわき市感染拡大防止一斉行動（リバウンド防止期間）の期間